

建設現場における遠隔臨場の令和3年度の試行方針

1. 目的

建設現場における遠隔臨場の試行実施にあたっては、試行要領案及び監督・検査要領案によることを基本とするが、より効果的に試行に取り組むとともに、課題抽出等を実施するため、令和3年度における具体的な実施方針をとりまとめた。

2. 対象工事

対象工事は各土木事務所等で発注する工事の内、「段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とし、特に以下の条件にあてはまるものが望ましい。

- ・ 施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ・ 構造物等の立会頻度が多い工事
- ・ 施工時に新型コロナウイルス感染対策として、人と人との接触を減らすように求められる工事
- ・ その他、遠隔臨場の効果が期待できる工事

3. 試行件数

試行件数は定めないものとし、各土木事務所等の判断により、積極的に試行するものとする。

4. 試行の実施

試行を実施するにあたっては、基本的には試行要領案、監督・検査要領案によるものとするが、令和3年度の試行における実施方法を以下の（1）から（4）のとおり定める。

（1）試行方法

①新規発注工事

試行を実施するにあたり、発注時に「発注者指定型」「受注者希望型」のいずれかを選択し、特記仕様書に記載することとする。

②現在施工中の工事

ア) 2. 対象工事に合致する工事については、受注者に要請し、試行可能の回答が得られた場合は、設計変更により、発注者指定型として試行することも可とする。ただし、災害復旧工事は除くものとする。

イ) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として実施する場合は、発注者指定型として実施する。ただし、災害復旧工事は除くものとする。

ウ) ア)、イ)によらず、受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合は、受発

注者間で協議し、その効果が受発注者共に期待される場合は、発注者指定型として試行する。ただし、災害復旧工事は除くものとする。

エ) 受注者から遠隔臨場試行の希望があり、ウ) によらない場合は、受注者希望型として試行することも可とする。

(2) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様の運用

撮影については、試行要領案によるものとする。

(3) スマートフォン向けの TV 会議や Web 会議システム等に関する仕様の運用

配信については、試行要領案によるものとする。

(4) 費用の負担

試行にかかる費用の負担については、以下の通りとする。

発注者指定型：試行にかかる費用の全額を技術管理費に積上げ計上することとし、設計変更の対象とする。

受注者希望型：試行にかかる費用の全額を受注者の負担とする

【発注者指定型における費用の算出方法】

試行にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5 年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ホート：10 年

<https://www.keisan.nta.go.jp/r2yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensukigu1.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、対応すること。
- ・費用算出にあたっては、試行に必要な最低限の費用を計上すること

5. フォローアップ調査

令和3年度に本試行を実施した工事の受注者（現場代理人等）を対象にフォローアップ調査を実施するため、受注者はこれに協力するものとする。

受注者は、工事完了後アンケート調査表（別紙）を記入し、完成検査日までに発注者（監督職員）に提出すること。